

第 5 部

資 料



## 1

## 計画策定の経過

年月日	審議会	審議内容等
平成16年7月13日	第1回福祉計画策定審議会	福祉計画策定審議会（諮問） 次世代育成支援行動計画の概要説明
8月24日	第2回福祉計画策定審議会	次世代育成支援行動計画策定に係る 「現状と課題」の検討
9月27日	第3回福祉計画策定審議会	次世代育成行動計画策定に係る骨子 案の検討について <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念・基本的視点について</li> <li>・基本目標について</li> <li>・施策体系について</li> </ul>
12月27日	第4回福祉計画策定審議会	次世代育成行動計画策定に係る骨子 案の検討について <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部 次世代育成の現状につ いて</li> <li>・第3部 施策の展開について</li> <li>・目標事業量について</li> </ul>
平成17年1月12日	第5回福祉計画策定審議会	三芳町次世代育成支援行動計画（骨 子案）の修正について
平成17年2月16日	第6回福祉計画策定審議会	次世代育成支援行動計画の最終確認 次世代育成支援行動計画の答申

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 識見を有する者

(3) 住民代表

(4) 医師

(5) 社会福祉施設長

(6) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉児童課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

(敬称略)

選 出 区 分	氏 名	備 考
1号委員(三芳町議会議員)	深 沢 勝 子	
〃	杉 本 し げ	
〃	加 茂 淳 子	会 長
2号委員(識見を有する者)	澤 田 秀 雄	
〃	長 谷 川 敏 夫	
〃	山 室 早 苗	
〃	飯 塚 光 子	
3号委員(住 民 代 表)	生 田 實	副 会 長
〃	小 関 公 子	
〃	佐 藤 美 子	
〃	小 林 博	
〃	小 林 佐 市	
4号委員(医 師)	安 田 福 輝	
5号委員(社会福祉施設長)	橋 定 正 樹	
6号委員(社会福祉協議会事務局長)	千 代 田 隆 雄	

### 策定に関する基本的な事項

#### 1 計画策定にあたっての基本的な視点

子どもの視点、次代の親づくりという視点、サービス利用者の視点、社会全体による支援の視点、すべての子どもと家庭への支援の視点、地域における社会資源の効果的な活用の視点、サービスの質の視点、地域特性の視点

#### 2 必要とされる手続

- ・サービスの量的・質的なニーズを把握するため、市町村はサービス対象者に対するニーズ調査を実施。
- ・説明会の開催等により住民の意見を反映させるとともに、策定した計画を公表。

#### 3 策定の時期等

- ・5年を1期とした計画を、平成16年度中に策定し、5年後に見直し。

#### 4 実施状況の点検及び推進体制

- ・各年度において実施状況を把握、点検しつつ、実施状況を公表。

### 内容に関する事項

#### 1 地域における子育ての支援

- ・児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実  
居宅における支援、短期預かり支援、相談・交流支援、子育て支援コーディネート
- ・保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- ・地域における子育て支援のネットワークづくり
- ・児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取り組みの推進
- ・地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援

#### 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康への確保及び増進

- ・乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- ・発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- ・性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- ・小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊慢性特定疾患

治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子どもを生ま育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- ・家庭を築き、子どもを生ま育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- ・中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- ・不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- ・確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーターの養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- ・自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりある住宅の確保
- ・公共賃貸住宅等と子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- ・子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- ・公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進

6 子ども等の安全の確保

- ・子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭等の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実



三 芳 町 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画

平 成 17 年 3 月

編 集 ・ 発 行 / 三 芳 町 福 祉 児 童 課

〒 354-8555

三 芳 町 大 字 藤 久 保 1100 番 地 1

T E L 049 - 258 - 0019 ( 代 )